書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第５９号
山口県萩市河添141番地　エステートヤマネ101号室、住民票上の住所山口県萩市大字土原170番地４
破産者　金　　史一
異議申述期間　平成25年10月24日まで
平成25年９月12日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６３５９号
埼玉県所沢市南住吉21―９
破産者　吉野　道明
免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
平成25年９月11日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第５号
沖縄県宮古島市平良字西原1874番地
清算株式会社　株式会社大福
代表清算人　大川　真一
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第６号
沖縄県宮古島市下地字洲鎌141番地の２
清算株式会社　株式会社宮星牧場
代表清算人　大川　真一
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０６７号
東京都中野区弥生町３丁目24番11号
清算株式会社　株式会社Ｒ．ｇｒａｃｅ
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第８号
静岡市葵区流通センター16番
清算株式会社　株式会社Ｋ商店
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（ヒ）第１００２号
岡山県美作市湯郷581番地の２
清算株式会社　株式会社スバル
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（ヒ）第１００３号
岡山県美作市湯郷538番地の１
清算株式会社　株式会社ススキ
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０２９号
東京都台東区東上野４丁目24番11号
清算株式会社　株式会社千代田
代表清算人　齋藤　克浩
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定案の骨子
清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価処分して得られた金銭から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、当該残額を弁済原資として本協定案の対象となる債権者に弁済した上で、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。
第２　通則
１　本協定案における用語の定義
⑴　協定債権
本協定案の対象となる債権は、平成25年６月７日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて生じた債権及び特別清算手続中に発生する利息・遅延損害金（ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。）（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）をいう。
協定債権の債権者名及び債権額は、別紙１「債権者一覧」記載のとおりである。
⑵　担保権付債権
本協定案における「担保権付債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する資産について、各協定債権者が担保権を有する債権であって当該担保権により担保された範囲のものをいい、担保権付債権に係る債権者を「担保権者」という。
担保権付債権に係る債権者名、債権額及び担保物件（以下「担保権対象資産」という。）の内容は、別紙２「担保権対象資産一覧」記載のとおりである。
⑶　一般債権
本協定案における「一般債権」とは、協定債権のうち、担保権付債権に該当しないものをいう。
２　弁済場所
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。
３　端数処理
協定債権者に対する弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
４　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定案提出日以降に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利の変更及び弁済の方法等（第３以下に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。
また、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とした弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分（１円未満の端数は、切り捨てる。）して支払う。
第３　一般債権
１　権利変更（免除の内容・免除の効力発生日）
一般債権については、後記２⑴に従った最終弁済が完了したとき（後記２⑴）に従った最終弁済が実施されない場合には、その旨を清算株式会社が協定債権者に対し書面により通知した日）に、後記２⑴に従った最終弁済に係る金額（ただし、後記２⑵に従った中間弁済が実施される場合には、中間弁済に係る金額及び最終弁済に係る金額の合計額）を控除した残額全額について、免除を受ける。
２　弁済方法
⑴　最終弁済の時期及び方法
清算株式会社の保有する資産の換価処分が終了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、当該資産の換価処分が終了した日から１か月以内で清算株式会社が別途指定する日（以下「最終弁済日」という。）に、各協定債権者に対して、以下の金額を支払う（以下「最終弁済」という。）。
最終弁済日に清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除した金額を弁済原資として、別紙３「各協定債権者の弁済割合」記載の割合を乗じた金額
清算株式会社は、資産の換価処分が終了した後遅滞なく、各協定債権者に対して、換価処分が終了したこと及び最終弁済の有無について、書面により通知を行う。なお、清算株式会社は、平成27年12月末を目途に、清算会社が保有するすべての資産の換価処分を完了させる予定である。